

山口市基幹型地域包括支援センター指定介護予防支援・ 介護予防ケアマネジメント事業運営規程

(目的)

第1条 この山口市基幹型地域包括支援センター指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業運営規程（以下「規程」という。）は、山口市が行う山口市地域包括支援センター（以下「センター」という。）において、要支援状態（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第2項に規定する要支援状態をいう。）にある被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。以下「利用者」という。）に対して実施する、指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を図るため必要な事項を定め、利用者に対し、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 センターが行う事業の運営方針は次のとおりとする。

- (1) センターに勤務する職員は、利用者が可能な限りその居宅において、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮するものとする。
- (2) センターは、利用者の選択に基づき、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- (3) センターは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行うものとする。
- (4) センターは、事業の実施に当たっては、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。
- (5) センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (6) センターは、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山口市基幹型地域包括支援センター	山口市亀山町2番1号

2 センターは、事業の一部を処理するため、次の分室を置く。

名称	位置
山口市基幹型地域包括支援センター 徳地分室	山口市徳地堀1561番地1
山口市基幹型地域包括支援センター 阿東分室	山口市阿東徳佐中3382番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容等は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤職員、担当職員と兼務)

管理者は、センター職員の管理及び指定介護予防支援の利用申込みに係る調整、指定介護予防支援業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たることができるものとする。

(2) 担当職員 10人以上(常勤職員8人以上、非常勤職員2人以上)

保健師等 1人以上

社会福祉士等 1人以上

介護支援専門員 1人以上

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日・休日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

(2) 営業時間

8時30分から17時15分までとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 センターは、指定介護予防支援の提供の開始について、あらかじめ利

利用者又はその家族等（以下「利用者等」という。）に対し、この規程の概要等を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で、介護予防サービス計画（以下「サービス計画」という。）が利用者の意向を基本として作成されるものであること等について説明を行い、理解を得るものとする。

（指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容等）

第7条 担当職員は、次に掲げる指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対し指定介護予防サービス等の提供方法について理解しやすいように説明を行う。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者等と面会し、利用者の有する能力、その置かれている環境等に依りて、解決すべき課題を把握、分析する。
- (2) 把握された課題に基づき、利用者等の意思を踏まえたサービスの目標、その目標を達成するための支援の留意点及び達成時期等を記載したサービス計画原案を作成する。
- (3) サービス担当者会議の開催、あるいはサービス計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）への照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、サービス計画原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (4) サービス計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- (5) サービス計画作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて、サービス計画の変更、その他の便宜の提供を行う。
- (6) 前号に規定する実施状況の把握及び利用者の状態の把握にあたっては、利用者等及び介護予防サービス提供事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り次の定めるところにより行うものとする。
 - ア 少なくとも、指定介護予防サービス等の提供を開始する月、評価期間が満了する月及び提供開始月の翌月から起算して3箇月に1回、並びに著しい変化があったときには、利用者宅を訪問、面接し利用者の状態を把握、記録する。
 - イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、電話等により利用者との連絡を実施し、その結果を記録する。
- (7) サービス計画に位置づけた期間が終了する時は、目標の達成状況について評価を行う。
- (8) 介護予防サービス提供事業者等からの指定介護予防サービス等の実施状況や利用者の状態等に関する報告に基づき給付管理票を作成するとともに、関係機関との連絡調整を行う。
- (9) 利用者の意思を踏まえ、指定介護予防支援に必要な支援等その他便宜の提供を行う。

- 2 センターは、指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者へ委託し、実施できるものとする。

(利用料等)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、原則として無料とする。

- 2 通常の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、その額等に関して説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(事故発生時等の対応)

第9条 事業の実施に当たって、事故が発生し、又は発生するおそれのある場合には、速やかに医師や家族等に連絡を行う等必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告する。

- 2 事業の実施に当たって、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うこととする。ただし、その損害のうち利用者等の原因により発生したもののについては、この限りでない。

(通常の実施地域)

第10条 通常の実施地域は、山口市内とする。

(秘密保持)

第11条 センターに勤務する職員は、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者等に関する秘密を保持しなければならない。

- 2 センターは、勤務する職員が退職後も、在職中知り得た利用者等の秘密を保持するよう徹底するものとする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第12条 センターは、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施するものとする。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置するものとする。
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を介護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（苦情処理）

第13条 センターは、提供した指定介護予防支援に対する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないものとする。

（その他運営に関する事項）

第14条 この規程に定めるもののほか、事業の目的達成のため必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成27年7月9日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年11月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この規定の施行日から令和6年3月31日までの間、(運営方針)第2条第5号及び第12条各号の規定の適用については、「講じるものとする」とあるのは「講じるように努める」とし、「図るものとする」とあるのは「図るように努める」とし、「整備するものとする」とあるのは「整備するよう努める」とし、「実施するものとする」とあるのは「実施するよう努める」とし、「設置する」とあるのは「設置するよう努める」とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。